

**平成30年度
文化芸術による子供の育成事業
—巡回公演事業—**

実施の手引き

(学校用)

**文化庁文化部芸術文化課文化活動振興室
株式会社JTBコミュニケーションデザイン**

目 次

①「文化芸術による子供の育成事業-巡回公演事業-」概要	…	1-2
② 事業実施について	…	3-9
③ ワークショップについて	…	11-13
④ 本公演について	…	15-20
⑤ 交通費について	…	21-25
⑥「平成30年度文化芸術による子供の育成事業—巡回公演事業—」公演団体一覧	…	27-30
⑦「文化芸術による子供の育成事業」実施要綱	…	31-35

文化芸術による子供の育成事業 事務局

株式会社JTBコミュニケーションデザイン
ミーティング&コンベンション事業部 コンベンション局
〒105-8335 東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング12階
TEL: 080-5908-3538 / FAX: 050-3737-3856 / E-mail: jkodomogeijutsu30jtbcom.co.jp
事業ウェブサイト URL: <http://kodomogeijutsu.go.jp/>
※開局時間10:00-18:00(平日)

①「文化芸術による子供の育成事業—巡回公演事業—」概要

① 「文化芸術による子供の育成事業—巡回公演事業—」概要

①-1: 事業の趣旨

小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による巡回公演を行い、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供することにより、子供たちの発想力やコミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や国民の芸術鑑賞能力の向上につなげることを目的とした事業です。

①-2: 事業実施方法

全国を10ブロックに分割し、公演種目(合唱、オーケストラ等、音楽劇、児童劇、演劇、ミュージカル、バレエ、現代舞踊、歌舞伎・能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸)を割り振って実施します。

公演の実施に当たっては、事前に公演に関するワークショップを行い、児童・生徒を実演に参加させるとともに、実演指導又は鑑賞指導を行います。

①-3: 事業実施期間

実施期間は次のとおりとします。

(1)ワークショップ:平成30年5月7日から平成30年12月31日まで

(2)公演:平成30年6月1日から平成30年12月31日まで

※ワークショップは、原則として公演の30日前までに実施してください。

①-4: 事業計画

平成30年度公演団体の実施計画書を参照してください。実施計画書が掲出されるまでの期間は、平成30年度学校募集の際に提示している「実施希望調書」の内容を参照してください。

①-5: 主催者

主催者は次のとおりとし、必要に応じて会場の管理者、市(区)町村、市(区)町村教育委員会を加えることができます。

(1)文化庁

(2)都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数(以下「都道府県等」という)。

(3)小学校・中学校等

①-6: 会場

実施会場は、原則として小学校・中学校等の施設とします。ただし、複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できる施設がない場合等には、文化施設等適切な施設で実施することができます。この場合の経費は、児童・生徒の移動費を除き、学校等地元主催者の負担となります。

①-7: 参加者

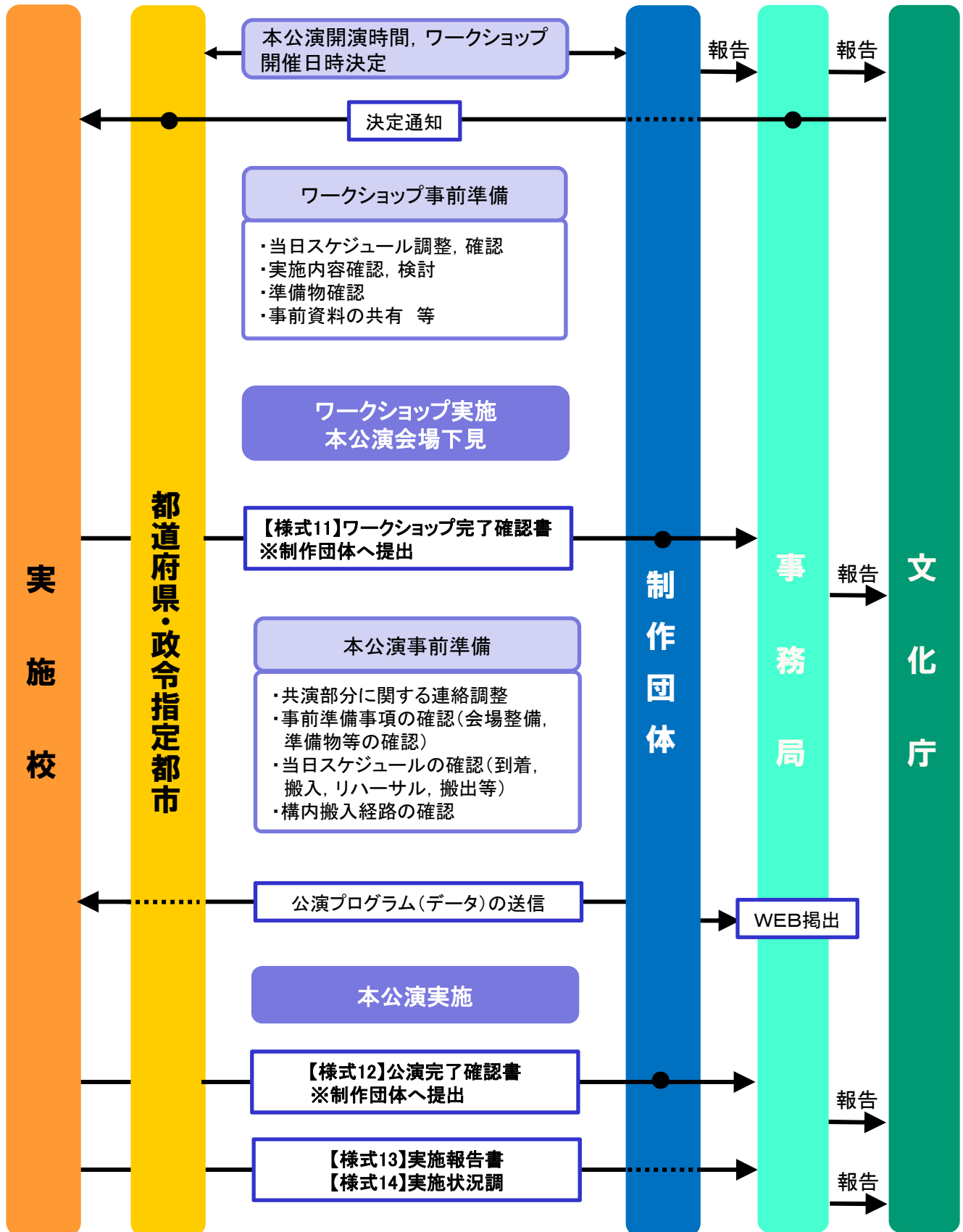
児童・生徒、教職員、保護者等を対象としています。

文化庁では、より多くの児童・生徒が優れた舞台芸術に触れられるよう、複数校による合同開催を推奨しています(以下、採択を受けた学校を「実施校」、それ以外の参加校を「合同開催参加校」という)。合同開催を依頼する場合は、実施計画書に記載された実施条件を確認の上、制作団体へ御相談ください。ただし、前後の公演の実施スケジュールや鑑賞の上限人数によっては、やむを得ず合同開催をお断りする場合があります。

② 事業実施について

② 事業実施について

②-1: 事業の流れ



②-2: 地元主催者※1の負担経費

文化庁が、公演に直接係る経費、公演団体の交通費及び児童・生徒の開催場所への移動に係る経費(21ページ「⑤交通費について」参照)を負担します。

それ以外の経費(下記①～④)は地元主催者※1負担となります。

- ①学校の施設設備の使用に係る経費:光熱水料, 灯油代, 暖房機レンタルなど
- ②体育館の条件整備に係る経費:ピアノ移動・調律費など
- ③文化施設を利用する場合の会場借上料(付帯設備等を含む)
- ④その他:諸雑費

- 公演内容・時期により, 上記の費用が必要となる場合がありますので留意してください。
- 公演に支障のないよう, 準備をお願いします。

※1 地元主催者とは文化庁以外の主催者を指します。

②-3: 提出書類 一覧

種類	様式	提出書類	提出先	締切	提出方法
完了確認・報告書	様式11	ワークショップ完了確認書	公演団体代表者	ワークショップ終了時に制作団体責任者に渡してください。 当日に渡せない場合は, 実施終了後14日以内に「制作団体」へ郵送してください。	押印原本を手渡し又は郵送
	様式12	公演完了確認書		公演終了時に制作団体責任者に渡してください。 当日に渡せない場合は, 実施終了後14日以内に「制作団体」へ郵送してください。	
	様式13	実施報告書	都道府県・政令指定 都市教育委員会	都道府県等から事務局への提出締切:公演終了後30日以内 ※書類の回収窓口・回収方法・提出締切日は都道府県ごとに異なります。各都道府県等の指示に従ってください。	押印原本を郵送
	様式14	実施状況調			Excelデータを送信
交通費を申請する場合	様式15	交通費申請書 + バス会社等の見積書	都道府県・政令指定 都市教育委員会	都道府県等から事務局への提出締切:実施の30日前迄 ※書類の回収窓口・回収方法・提出締切日は都道府県ごとに異なります。各都道府県等の指示に従ってください。	PDFデータを送信
	様式16	交通費支払依頼書兼請求書 + バス会社等の請求書			都道府県等から事務局への提出締切:公演終了後30日以内 ※書類の回収窓口・回収方法・提出締切日は都道府県ごとに異なります。各都道府県等の指示に従ってください。

※感想文等については, 直接団体へ御送付ください。

各書類様式は下記の**本事業のウェブサイトよりダウンロード**してください。(9ページ参照)

URL <http://www.kodomogeijutsu.go.jp/>

②-4: 留意事項

① 事務の外部委託について

本事業は、外部業者へ事務を委託して実施します。

都道府県等・教育委員会を通じて提出される書類の宛名は、【様式11】ワークショップ完了確認書、【様式12】公演完了確認書、【様式13】実施報告書については文化庁及び株式会社JTBコミュニケーションデザイン宛て、【様式16】交通費支払依頼書兼請求書については株式会社JTBコミュニケーションデザイン宛てとしてください。

② 安全確保について

ワークショップや公演当日の共演時、また舞台装置の搬入・搬出時等においても、安全確保については十分に留意してください。

③ 他校の児童・生徒の参加について

他校の児童・生徒が公演の鑑賞に参加することも可能です。より多くの児童・生徒が優れた舞台芸術に触れられるよう、会場条件が許す範囲で、合同開催を積極的に行ってください。

ワークショップ・公演当日の共演の参加については、受入れの可否を制作団体へ確認してください。

④ 公演団体との連絡調整について

実施校は、公演団体と連絡を取り、十分な調整を行ってください。ワークショップ・本公演がより充実したものとなるよう、共演内容や方法についてもよく話し合った上で内容を決定してください。

また、事業の円滑な実施のため、次のような点についても確認してください。

【スケジュール】

- ・公演団体の来校時間
- ・搬出入の流れと時間
- ・リハーサル(共演のリハーサルを含む)等
- ・休憩のタイミング

【撮影について】

- ・写真や動画の撮影が可能か

【その他】

- ・搬出入の経路等
- ・何トントラックか
- ・そのトラックが通れる経路はどこか
- ・駐車位置はどこか(体育館に横付け可能か) 等
- ・昼食のとり方
- ・ゴミの処理の方法
- ・控室の準備 等

※特に、応募の際に確認いただいた団体の出演希望調書内の会場条件について、十分に満たしていないものがある場合は、ワークショップの前に必ず団体側へお伝えいただき、会場の確認に立ち会いたいなど御協力をお願いします。

⑤ 関連の取組について

本事業の実施に関連して、授業時間やワークショップ・本公演の前後の時間を使って、あるいは本公演プログラムの一環として、次のような取組を実施するとより効果的です。

- ・関連内容の授業の実施
- ・感想発表
- ・座談会
- ・交流給食
- ・質問コーナー
- ・舞台裏見学 等

また、児童・生徒が会場準備や挨拶等を担当したり、搬入・搬出の手伝いに参加する例もあります。これらの活動は、公演内容の理解を深めるだけでなく、児童・生徒にとって、公演団体と身近に交流する貴重な時間となりますので、本事業の実施を、普段はできない様々な学習の機会として活用してください。

⑥ 会場設営について

搬入・会場設営は、基本的には公演当日の朝に行いますが、公演日程や仕込みの内容等によっては前日から作業を行う場合があります。作業予定については公演団体に確認を取り、調整してください。また、会場設営のための協力人員をお願いする場合があります。可能な限り御協力をお願いします。

⑦ 日程の変更について

原則として本事業(ワークショップ・本公演ともに)の延期・中止は認められません。

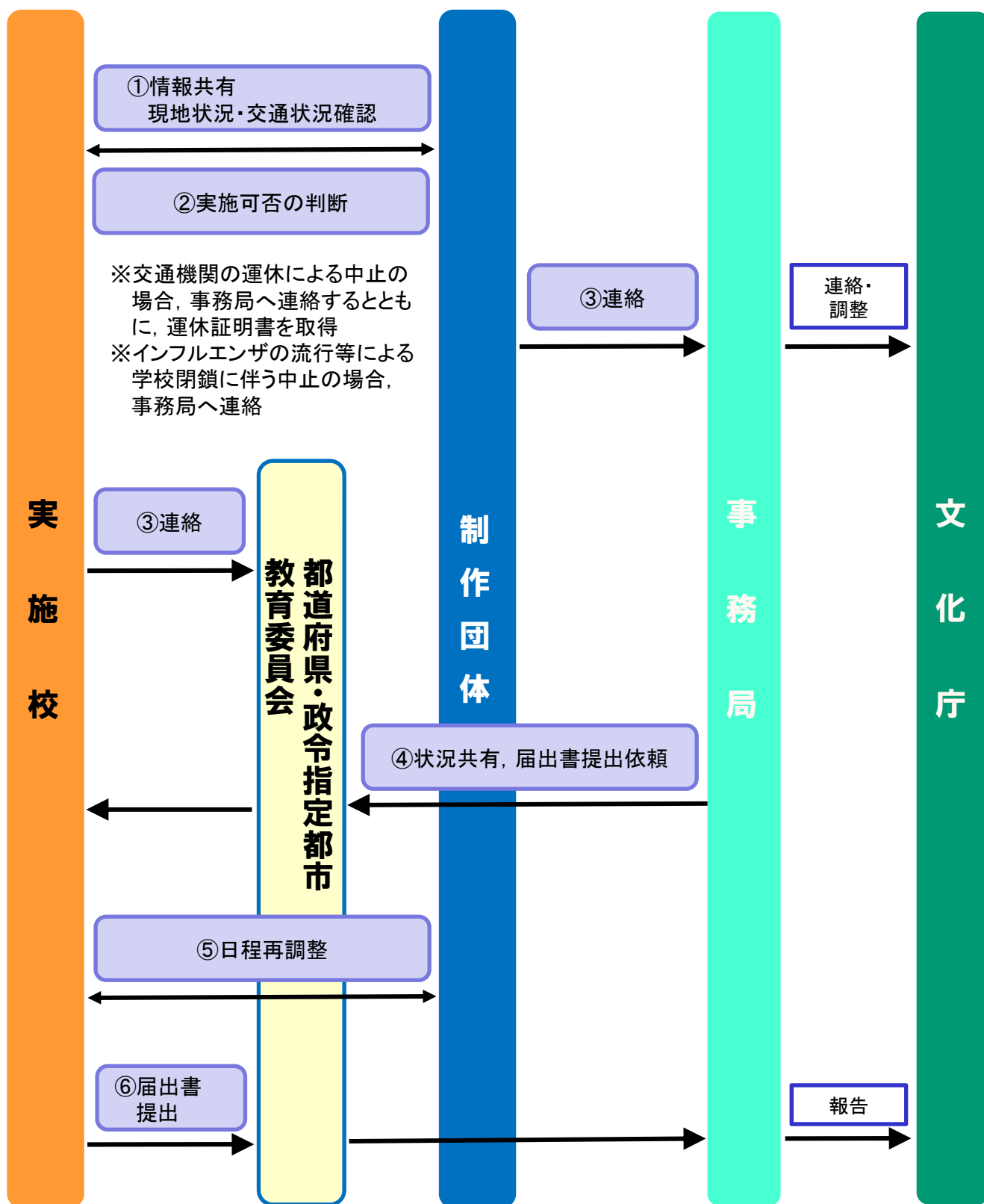
台風・インフルエンザ等のやむを得ない理由により予定していた日程での実施が不可能となった場合、速やかに都道府県等へ報告してください。また、公演団体と連絡をとり、延期日程を調整してください。延期日程が決まり次第、都道府県等・教育委員会を通じて日程変更届を提出してください。(変更届書の作成については適宜御案内します。)

※手続きの流れについては8ページの「(参考) 天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず延期する場合の手続き」を参照してください。

⑧ その他

公演終了時に学校から公演団体に対し、花束を贈呈している事例がありますが、強制ではありません。

(参考) 天災, インフルエンザの流行等により, やむを得ず延期する場合の手続き



手引き・様式類のダウンロードはこちらから

文化芸術による子供の育成事業 ウェブサイト

<http://www.kodomogeijutsu.go.jp/>

(イメージ図 ※実際とデザインが異なる場合があります)



【巡回公演事業】をクリック

- 巡回公演事業
- 芸術家の派遣事業
- 子供 夢・アート・アカデミー
- コミュニケーション能力向上事業

巡回公演事業とは

文化庁が選定した文化芸術団体が学校の体育館や文化施設でオーケストラ、演劇等の巡回公演を行います。本公演前に文化芸術団体が実施校へ赴き、鑑賞指導や実技指導を行うワークショップでは、公演の鑑賞や児童・生徒との共演をより効果的なものとする事ができます。いなどで使っている体育館が、工夫次第で素晴らしい舞台へと変わっていく様子を体感することができます。

資料名	ダウンロード	備考
実施の手引き (学校用)	PDF	●実施前に必ずお読みください

【学校関係者の方へ】からダウンロード可能

平成30年度公演日程・内容団体ホームページ・プログラム一覧

memo

③ ワークショップについて

③ ワークショップについて

舞台鑑賞だけでなく、事前にワークショップを行い、公演当日に公演団体と子供たちが共演することが、この事業の大きな特徴です。

ワークショップの実施に当たっては、下記の点に注意してください。

③-1: ワークショップ実施について

ワークショップの実施は必須です。

ワークショップは、原則として本公演の1か月前までに、公演団体から指導者を数名派遣し、授業2時間程度(90分程度)行います。日程・時間は、実施校と公演団体との間で調整してください。

ワークショップまでに、練習等の児童・生徒による準備が必要な場合は、事前に資料(台本、楽譜、音源、映像など)を公演団体から送付します。

③-2: ワークショップ終了後の提出書類

ワークショップの終了後、次の書類を提出してください。

●【様式11】「ワークショップ完了確認書」 **提出：原本**

※ワークショップ当日までに必要事項を記入し、ワークショップ完了後に制作団体(又は公演団体)責任者に渡してください。

※ 事業実施の根拠書類となるため、記入内容に間違いがないよう、十分注意してください。

提出：原本

実施日又は団体へ提出する日付を必ず記入してください。

様式11

平成 年 月 日

文化庁文化芸術文化課文化活動振興室
株式会社JTBコミュニケーションデザイン 御中

決定通知に記載されている都道府県・政令指定都市名を選択してください。

公印を忘れずに押印してください。

「都道府県 政令指定都市」名の選択後に実施校を選択してください。なお、決定通知を受けた後に学校名の変更があった場合は、変更届の提出が必要です。速やかに担当の行政主管へ連絡してください。

都道府県
政令指定都市名

実施校名 印

実施校所在地

実施校代表者

ワークショップ完了確認書

平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」—巡回公演事業—
ワークショップは、下記のとおり完了したことを確認しました。

記

実施校名を選択すると、ブロック、種目、制作団体名、公演団体名が表示されます。(表示されない場合は、団体一覧から転記してください。)

ブロック		種目	
------	--	----	--

実施日	平成	年	月	日	曜日
会場					
制作団体名					
公演団体名					

ワークショップ実施日を記入してください。

実施校でワークショップを行う場合は、「実施校」としてください。実施校以外の会場でワークショップを行う場合、会場名を記入してください。

memo

④ 本公演について

④ 本公演について

④-1: 本公演について

公演当日は、舞台鑑賞のほか、子供たちと公演団体との共演を行います。共演内容・方法については、公演団体と十分話し合い、実施してください。

④-2: プログラムについて

公演団体から実施校にデータを送付します。各実施校にて必要部数を印刷し、配布してください。

④-3: 公演終了後の提出書類

公演終了後、次の書類を提出してください。なお、【様式13】実施状況調、【様式14】実施報告書については、書類の回収窓口・回収方法・提出締切日が都道府県等毎に異なりますので留意してください。

●【様式12】 公演完了確認書 提出：原本

※公演当日までに必要事項を記入し、公演完了後、制作団体(又は公演団体)責任者へお渡しください。

※事業実施の根拠書類になるため、記入内容に間違いがないよう十分注意してください。

●【様式13】 実施報告書 提出：原本

※実施終了後30日以内に書類が到着するよう、都道府県等の担当部局の指示に従って提出してください。

【様式14】 実施状況調 提出：Excelデータのみ

※実施終了後30日以内に書類が到着するよう、都道府県等の担当部局の指示に従って提出してください。

④-4: その他の留意事項

実施報告書及び実施状況調の内容は、今後、文化庁の資料として使用することや本事業のウェブサイト等で公開することがありますので、あらかじめ関係者の承諾を得ていただくようお願いいたします。また、提出された資料等は返却いたしません。

提出： 原本

実施日又は団体へ提出する日付を必ず記入してください。

様式12

平成 年 月 日

文化庁文化芸術文化課文化活動振興室
株式会社JTBコミュニケーションデザイン 御中

決定通知に記載されている都道府県・政令指定都市名を選択してください。

公印を忘れずに押印してください。

「都道府県 政令指定都市」名の選択後に実施校を選択してください。なお、決定通知を受けた後に学校名の変更があった場合は、変更届の提出が必要です。速やかに担当の行政主管へ連絡してください。

都道府県 政令指定都市名	
実施校名	印
実施校所在地	
実施校代表者	

公演完了確認書

平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」—巡回公演事業—は、下記のとおり完了したことを確認しました。

記

実施校名を選択すると、ブロック、種目、制作団体名、公演団体名が表示されます。(表示されない場合は、団体一覧から転記してください。)

ブロック		種目	
------	--	----	--

実施日	平成 年 月 日 曜日
会場	
制作団体名	
公演団体名	

ワークショップ実施日を記入してください。

実施校でワークショップを行う場合は、「実施校」としてください。実施校以外の会場でワークショップを行う場合、会場名を記入してください。

提出： 原本

実施日又は提出する日付を必ず記入してください。

様式 13

第 号

平成 年 月 日

文化庁文化芸術文化課文化活動振興室
株式会社JTBコミュニケーションデザイン 御中

決定通知に記載されている都道府県・
政令指定都市名を選択してください。

「都道府県 政令指定都市」名の選択
後に実施校を選択してください。
なお、決定通知を受けた後に学校名
の変更があった場合は、変更届の提出
が必要です。速やかに担当の行政
主管へ連絡してください。

都 道 府 県
政 令 指 定 都 市 名

実 施 校 名 印

実施校所在地

実施校代表者

公印を忘れずに
押印してください。

平成30年度 文化芸術による子供の育成事業—巡回公演事業— 実施報告書

平成30年4月2日付け29庁文第247号により決定のありました平成30年度文化芸術による子供の育成事業
—巡回公演事業—について、事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

制作団体名	実施校名を選択すると、制作団体名、公演団体名が表示されます。(表示されない場合は、団体一覧から転記してください。)				
公演団体名					
ワークショップ 実施日	平成	年	月	日	曜日
本公演 実施日	平成	年	月	日	曜日
事業内容					
事業実施による 効果及び成果	今後の事業運営にあたり、参考とさせていただきます。必ず御記入くださるようお願いいたします。				
今後の課題 及び問題点	今後の事業運営にあたり、参考とさせていただきます。お気づきのことがございましたらできる限り御記入くださるようお願いいたします。				

黄色の箇所を記入してください。

朱色の箇所は選択式になっています。

水色の箇所は計算式または自動反映が設定されていますので、青色の欄には入力しないでください。

※入力必須項目

様式14 平成30年度 文化芸術による子供の育成事業-巡回公演事業-実施状況調 No.1

ブロック	種目	都道府県・政令指定都市	実施校名
公演団体		※	※
		担当者	連絡先電話番号
		※	()

決定通知後に学校名の変更があった場合は変更届の提出が必要です。速やかに担当の行政主管へ連絡してください。

ワークショップ 【実施日】※ 平成 年 月 日 ()

選択式, その他を選択した場合は, 会場の種類を記入

合同開催の場合は 合計人数を記入

会場	その他を選択した場合		
参加者数		合同開催参加校名	
※合同開催参加校がある場合, 合計人数を記入してください。		1	6
小 1	※入力必須項目	2	7
小 2		3	8
小 3		4	9
小 4		5	10
小 5		実施内容(250文字)	
小 6		※入力必須項目	
中 1	人		
中 2	人		
中 3	人		
在校生その他	人		
教職員	人		
保護者等	人		
参加者 総合計	0	人	

該当の事項がある場合 入力

選択式, その他を選択した場合は, 会場の種類を記入

合同開催の場合は 合計人数を記入

本公演		【実施日】※ 平成 年 月 日 ()	
会場	その他を選択した場合		
参加者数		合同開催参加校名	
※合同開催参加校がある場合, 合計人数を記入してください。		1	6
小 1	※入力必須項目	2	7
小 2		3	8
小 3		4	9
小 4		5	10
小 5		実施内容(250文字)	
小 6		※入力必須項目	
中 1	人		
中 2	人		
中 3	人		
在校生その他	人		
教職員	人		
保護者等	人		
参加者 総合計	0	人	

該当の番号①~⑤を選択

教科又は行事を記載

地元主催者負担経費			
用途	金額	負担者	合計
			0 円
※入力必須項目			

活用時間	※該当する番号を選び記入してください。				
	①通常教科()	②総合的な学習の時間	③学校行事	④課外活動	⑤その他()
ワークショップ			本公演		

教科又は行事を記載

ブロック	種目	都道府県・政令指定都市	実施校名
公演団体		担当者	連絡先 ()

自動反映項目

自動反映項目

該当する欄に○

全体的評価		文化芸術による子供の育成事業—巡回公演事業—を実施して
■「児童・生徒にどのような効果がありましたか。」 ※該当する番号横の <input type="checkbox"/> 内に○をつけてください(複数回答可)		
1	<input type="checkbox"/>	舞台芸術への関心を高めることができた
2	<input type="checkbox"/>	豊かな心や感性、創造性をはぐくむことができた
3	<input type="checkbox"/>	コミュニケーションの活性化に役立てることができた
4	<input type="checkbox"/>	自己認識・他者理解を深めることができた
	<input type="checkbox"/>	教科学習への意欲を高めることができた
6	<input type="checkbox"/>	文化部活動に役立てることができた
7	<input type="checkbox"/>	学外の専門家の能力への関心を高めることができた
8	<input type="checkbox"/>	日本の文化芸術に親しみ、理解を深めることができた
9	<input type="checkbox"/>	他国の人々や文化への関心を高め、理解を深めることができた
10	<input type="checkbox"/>	CDやDVD等では得られない反応があった
11	<input type="checkbox"/>	学校行事として文化芸術に関する行事が定着するきっかけとなった
12	<input type="checkbox"/>	学校教育の指導方法に役立てることができた
13	<input type="checkbox"/>	子供たちの個性や能力を発見したり、理解する機会となった
14	<input type="checkbox"/>	児童生徒、教員、学校に変化や効果が表れたエピソードや様子がある
「14」に該当する場合入力		
15	<input type="checkbox"/>	その他 (250文字)
「15」に該当する場合入力		
教職員・担当者としての感想をお聞かせください。(250文字)		
記入必須項目		
実施上の問題点、その他ご意見がありましたら記入してください。参考にさせていただきます。(250文字)		
任意記入項目		

児童・生徒の文化芸術体験状況																																																																																					
■「公演当日まで、文化芸術(◆)を間近で鑑賞したことはありましたか。」 ※ホームルーム等で下記の文化芸術体験についての質問をして頂き、その結果を下表に集約してください																																																																																					
【本公演に参加した児童・生徒への質問】 ① 文化芸術を間近で鑑賞したのは今回が初めてだった ② 他の種目を鑑賞したことはあったが今回の種目の鑑賞は初めてだった ③ 今回の種目も鑑賞したことがあった ④ よく覚えていない																																																																																					
◆対象とする文化芸術の種目は以下のとおりです。 ◆CDやDVDによる鑑賞は除きます。 ◆本事業のワークショップでの体験は除きます。	文化芸術体験児童・生徒数 ※合同開催参加校がある場合、合計人数を記入してください。																																																																																				
【種目】 ・「音楽」(合唱、オーケストラ等、音楽劇) ※ポピュラー音楽のコンサートは除く ・「演劇」(演劇、児童劇、ミュージカル) ・「伝統芸能」(歌舞伎・能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸) ・「舞踊」(バレエ、現代舞踊)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>合計</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>小 2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>小 3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>小 4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>小 5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>小 6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中 1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中 2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中 3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>在校生その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>総合計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>		①	②	③	④	合計		小 1					0	人	小 2					0	人	小 3					0	人	小 4					0	人	小 5					0	人	小 6					0	人	中 1					0	人	中 2					0	人	中 3					0	人	在校生その他					0	人	総合計	0	0	0	0	0	人
	①	②	③	④	合計																																																																																
小 1					0	人																																																																															
小 2					0	人																																																																															
小 3					0	人																																																																															
小 4					0	人																																																																															
小 5					0	人																																																																															
小 6					0	人																																																																															
中 1					0	人																																																																															
中 2					0	人																																																																															
中 3					0	人																																																																															
在校生その他					0	人																																																																															
総合計	0	0	0	0	0	人																																																																															

自動反映項目

記入必須項目

【注意】実施報告書類は、公演終了後速やかに、都道府県等・教育委員会を通じて、事務局へ提出してください。なお、実施状況調(本様式)の提出はExcelデータにてお願いいたします。

⑤ 交通費について

⑤ 交通費について

⑤-1: 交通費の申請

【対象内容】

実施校又は合同開催参加校の児童・生徒及び教職員が、本公演及びワークショップへ参加するに当たり、会場(他校又は文化施設)へ移動するための交通費(バス借料・公共交通機関運賃)を申請することができます。

【申請先 及び申請締切日】

申請方法、締切日については、都道府県・政令指定都市毎に異なります。交通費申請の手続方法・提出先については都道府県等の担当部局の指示に従ってください。なお、各都道府県等は30日前までに事務局へ申請書を提出する必要がありますので、直前の申請とならないよう留意してください。

【申請者】

原則として各参加校毎(交通費申請を必要とする学校)

※次の場合は複数校分の申請を代表校が行うことが認められますが、【様式15】交通費申請書は学校毎に作成し、提出してください。また、見積書内にバス等を利用する学校名を全て記載していただけるよう依頼してください。

- ・複数校間のピストン輸送が発生する等の理由により、学校毎に見積書を取得できない場合。
- ・都道府県等が複数の学校分のバスを一括して手配する場合。

【合同開催参加校への連絡調整について】

交通費の申請について、実施校は、都道府県等から指示を受けとった指示を必ず合同開催参加校へ共有してください。また、合同開催参加校が申請書を作成し提出する場合の提出方法は都道府県等の指示に従ってください。

【提出書類】

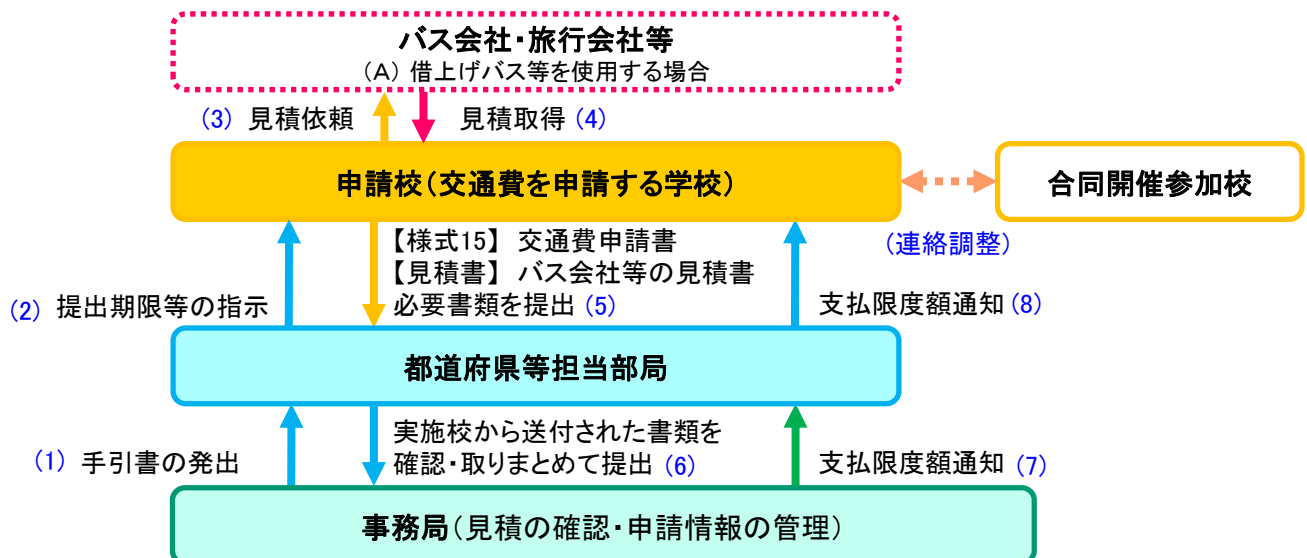
借上げバス等を使用する場合	【様式15】交通費申請書 【見積書】業者見積書	提出方法:データ又は郵送
公共交通機関を使用する場合	【様式15】交通費申請書	※メール提出の場合、業者見積書はPDFにして添付してください。

⑤-2: 支払限度額・支払額

【様式15】交通費申請書提出後に、支払限度額を通知します。

移動経費(実費)が、先に通知した支払限度額を下回った場合は、その金額が支払額となります。

(⑤-1: 交通費の申請の流れ)



⑤-3: 交通費の請求

【申請先 及び申請締切日】

申請方法、締切日については、都道府県・政令指定都市毎に異なります。各都道府県等の指示に従い、期限に余裕を持って提出してください。なお、請求書の受付は、文化庁から事務局へ概算払があり支払いの準備が整った後に開始します。請求書の受付開始前に交通費が発生する場合は、利用する業者へ必ずこの点をお伝えください。

【提出書類】

借上げバス等を使用した場合	【様式16】交通費支払依頼書兼請求書 【請求書】業者請求書又は立替払領収書	提出方法: 郵送のみ
公共交通機関を使用した場合	【様式16】交通費支払依頼書兼請求書	提出方法: 郵送のみ

※公共交通機関を使用し、領収書・請求書が発行されない場合は、【様式16】のみ提出してください。

※請求書の宛名は株式会社JTBコミュニケーションデザインとしてください。

(株式会社JTBコミュニケーションデザイン以外の宛名の請求書ですと支払いができません。)

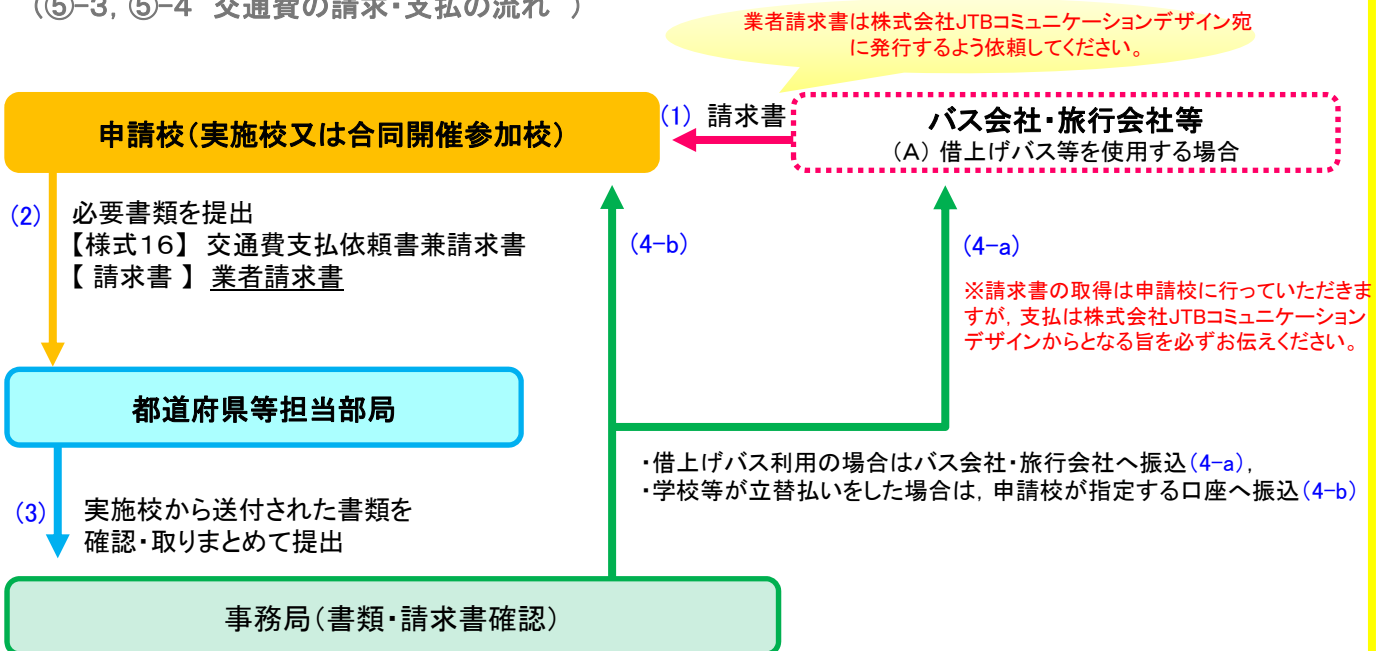
※事務局から直接業者へ振り込む旨を、必ず業者へ伝えてください。

※請求書の受付開始前に業者へ代金を支払う必要がある等の理由により、都道府県等や学校が業者からの請求を受け、支払った代金を株式会社JTBコミュニケーションデザインへ請求する場合、立替払領収書及び【様式16】交通費支払依頼書兼請求書を提出してください。

⑤-4: 交通費の支払方法

【様式16】交通費支払依頼書兼請求書、【見積書】の内容確認後、借上げバスを利用した場合はバス会社又は旅行会社へ、都道府県等や学校が立替払をした場合は、実施校が指定する口座へ交通費を支払います。

(⑤-3, ⑤-4 交通費の請求・支払の流れ)



**提出：データ可
郵送可**

※ワークショップ時利用分、本公演時利用分は分けて作成してください。
※申請する学校毎に作成してください。

様式15

平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」—巡回公演事業—
交通費 申請書(見積書)

交通費申請校			
学校名	申請する学校の校名を記入してください。		
学校所在地			
担当者名	必ず記入してください。	連絡先	
移動者数	人		どちらかに ○をつけてください。
実施日	平成 年 月 日 ()	ワークショップ ・ 本公演 (どちらかに○をつけてください)	
公演団体名※	実施校名を選択すると公演団体が表示されます。選択できない場合や表示されない場合は、一覧を参照の上記入ください。	実施校※	
会場		会場所在地	

※実施校名を選択すると、公演団体名が表示されます。

費用見積			
移動経費	移動手段	金額	数量
	公共のバス・電車を利用する場合は路線名と区間(発着駅)を記入してください。	円 ×	台 = 0 円
		円 ×	台 = 0 円
移動経費 合計			0 円

◎業者を利用する場合は**必ず見積書を添付**してください

公共交通機関使用の場合は
●●円 × ■■ 人
バス等の場合は
●●●●円 × ◆◆ 台

提出：郵送のみ

※ワークショップと本公演の両方で申請している場合も、各申請ごとに作成してください。

様式16

平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」—巡回公演事業—
交通費 支払依頼書兼請求書

【様式16】を
記入する日付

平成 年 月 日

(事務委託先)宛

【様式15】交通費申請書を記入・申請した
学校が記入してください

交通費申請校
(学校名) 印
(代表者名)

公印を忘れずに
押印してください。

本事業に関する経費を下記の通り請求いたします。

実施日	平成 年 月 日 ()	ワークショップ ・ 本公演 (どちらかに○をつけてください)	
公演団体名※		実施校※	
会場	実施校名を選択すると公演団体が表示されます。選択できない場合や表示されない場合は、一覧を参照の上記入ください。	会場所在地	※実施校名を選択すると、公演団体名が表示されます。
交通費申請校			
学校名	交通費を申請した学校名を記入してください。		
学校所在地			
担当者名		連絡先	
移動者数	人		
支払金額			
移動経費 (実費)	移動手段	金額	数量
		円 ×	台 = 円
		円 ×	台 = 円
	移動経費合計		円
支払限度額	通知を受けた上限額を記入してください。 円	支払依頼額	円

<プルダウンで選択>
公共交通機関使用の場合は
●●円 × ■■人
バス等の場合は
●●●●円 × ◆◆台

該当するものに○
をつけてください。

【注意】支払依頼額は、支払限度額を超えることはできません

振込先			
口座名義	フリガナ		
	氏名	未記入がある場合は振込できません。 必ず全て記入してください。	
	住所	〒	都道府県
金融機関	銀行・信用金庫		支店
預貯金種別	1. 普通(総合) 2. 当座	金融機関コード	支店コード
口座番号			

◎業者を利用した場合は必ず請求書または領収書を添付してください。
◎未記入があった場合は振込できません。必ず全て記入してください

ウェブサイトよりダウンロード可能です(9ページ参照)
<http://www.kodomogeijutsu.go.jp/>

memo

⑥「平成30年度文化芸術による子供の育成事業―巡回公演事業―」公演団体一覧

⑥「平成30年度文化芸術による子供の育成事業—巡回公演事業—」公演団体一覧

ブロック	分野	種目	制作団体名	公演団体名	郵便番号 (制作団体)	所在地 (制作団体)
A 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 札幌市 仙台市	音楽	合唱	公益社団法人 関西二期会	公益社団法人 関西二期会	540-0026	大阪市中央区内本町2-3-11-601
	音楽	オーケストラ等	一般社団法人 日本テレマン協会	テレマン室内オーケストラ	530-0002	大阪市北区曽根崎新地2-1-17
	音楽	オーケストラ等	公益財団法人 東京フィルハーモニー交響楽団	東京フィルハーモニー交響楽団	163-1408	東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー8F
	演劇	児童劇	株式会社 演劇集団円	演劇集団 円	181-0013	東京都三鷹市下連雀4-14-32 興信三和ビル2号
	演劇	児童劇	公益社団法人 教育演劇研究協会	劇団たんぽぽ	435-0015	静岡県浜松市東区子安町323-3
	演劇	演劇	公益財団法人 江戸糸あやつり人形結城座	江戸糸あやつり人形 結城座	184-0015	東京都小金井市貫井北町3-18-2
	演劇	ミュージカル	株式会社 オールスタッフ	ミュージカルカンパニー イッツフォーリーズ	111-0051	東京都台東区蔵前2-4-5 K-FRONTビル8F
	伝統芸能	歌舞伎・能楽	公益財団法人 片山家能楽・京舞保存財団	公益財団法人 片山家能楽・京舞保存財団	605-0088	京都市東山区新門前大和大路東入西之町224
	伝統芸能	歌舞伎・能楽	株式会社 萬狂言	萬狂言	170-0013	東京都豊島区東池袋5-7-4 マール東池袋7階
	伝統芸能	邦楽	特定非営利活動法人 日本音楽集団	特定非営利活動法人 日本音楽集団	151-0073	東京都渋谷区笹塚3丁目17番1号滝沢ビルB1F
伝統芸能	邦舞	株式会社 BOX4628	沖縄伝統組踊「子の会」	171-0014	東京都豊島区池袋3-1-12-702	
B 山形県 福島県 栃木県 群馬県 埼玉県 さいたま市	音楽	合唱	公益財団法人 東京二期会	二期会合唱団	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目25番12号
	音楽	オーケストラ等	特定非営利活動法人 京都フィルハーモニー室内合奏団	京都フィルハーモニー室内合奏団	604-8135	京都市中京区東河院通三条下る三文字町200番地 ミックナカムラ303号室
	音楽	オーケストラ等	公益財団法人 札幌交響楽団	札幌交響楽団	064-0931	札幌市中央区中島公園1番15号(札幌コンサートホール内)
	演劇	児童劇	株式会社 人形劇団むすび座	人形劇団むすび座	459-8001	愛知県名古屋市長区大高町字川添86
	演劇	演劇	株式会社 劇団俳小	劇団俳小	170-0013	東京都豊島区東池袋2-7-3 東都大塚コーポB1
	演劇	ミュージカル	有限会社 ショーマンシップ	劇団ショーマンシップ	810-0063	福岡県福岡市中央区唐人町1-10-1 カランドパーク203
	舞踊	バレエ	一般財団法人 谷桃子バレエ団	谷桃子バレエ団	101-0052	東京都千代田区神田小川町3-9 アズワンビル5階
	伝統芸能	歌舞伎・能楽	一般社団法人 京都能楽囃子方同明会	一般社団法人 京都能楽囃子方同明会	616-8372	京都市右京区嵯峨天龍寺街道町10-10前川方
	伝統芸能	歌舞伎・能楽	有限会社 瓦照苑	瓦照苑	662-0063	兵庫県西宮市相生町10-11
	伝統芸能	邦楽	有限会社 古典空間	一般社団法人 義太夫協会	151-0062	東京都渋谷区元代々木町10-2西俣ビル1F
伝統芸能	演芸	カンジャマ・マイム	カンジャマ・マイム	186-0001	東京都国立市北2-27-15	
C 茨城県 千葉県 東京都 山梨県 千葉県	音楽	オーケストラ等	認定NPO法人 中部フィルハーモニー交響楽団	中部フィルハーモニー交響楽団	485-0041	愛知県小牧市小牧2-107小牧市市民会館内
	音楽	オーケストラ等	公益財団法人 東京交響楽団	東京交響楽団	169-0073	東京都新宿区百人町2-23-5
	音楽	オーケストラ等	公益社団法人 大阪フィルハーモニー協会	大阪フィルハーモニー交響楽団	557-0041	大阪市西成区岸里1-1-44
	音楽	音楽劇	公益財団法人 日本オペラ振興会	藤原歌劇団	150-0001	東京都渋谷区神宮前4-3-15東京セントラル表参道317号
	演劇	児童劇	特定非営利活動法人 アートインAsibina	特定非営利活動法人 アートインAsibina	160-0023	東京都新宿区西新宿8-14-17 アルテール新宿1110
	演劇	演劇	株式会社 劇団影法師	株式会社 劇団影法師	180-0012	東京都武蔵野市緑町2-1-5
	演劇	ミュージカル	一般社団法人 エーシーオー沖縄	ACO沖縄	903-0806	沖縄県那覇市首里汀良町3-82-5-2F
	舞踊	バレエ	公益財団法人 スターダンサーズ・バレエ団	スターダンサーズ・バレエ団	107-0062	東京都港区南青山2-22-4
	伝統芸能	歌舞伎・能楽	公益財団法人 大槻能楽堂	公益財団法人 大槻能楽堂	540-0005	大阪府大阪市中央区上町A番7号
	伝統芸能	人形浄瑠璃	一般社団法人 糸あやつり人形一系座	糸あやつり人形 一系座	187-0045	東京都小平市学園西町2-14-21-3F
伝統芸能	邦楽	有限会社 古典空間	邦楽囃子方集団若獅子会	151-0062	東京都渋谷区元代々木町10-2西俣ビル1F	
伝統芸能	演芸	NPO法人 国際落語振興会	どろんこ寄席	550-0002	大阪市西区江戸堀1-22-7-602	
D 神奈川県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 横浜市 川崎市 相模原市 静岡市 浜松市 名古屋市	音楽	合唱	株式会社 東京合唱協会	東京合唱協会	178-0063	東京都練馬区東大泉3-22-15シンフォニーフラザ2F
	音楽	オーケストラ等	公益財団法人 日本センチュリー交響楽団	日本センチュリー交響楽団	561-0873	大阪府豊中市服部緑地1-7
	音楽	オーケストラ等	公益財団法人 新日本フィルハーモニー交響楽団	新日本フィルハーモニー交響楽団	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-3 すみだトリフォニーホール7階
	演劇	児童劇	株式会社 劇団うりんこ	劇団うりんこ	465-0018	愛知県名古屋市長区八前一丁目112番地
	演劇	児童劇	有限会社 劇団風の子北海道	有限会社 劇団風の子北海道	001-0027	札幌市北区北27条西11丁目5-7
	演劇	演劇	有限会社 劇団銅鑼	有限会社 劇団銅鑼	174-0064	東京都板橋区中台1-1-4
	演劇	ミュージカル	有限会社 オペラシアターごんにゃく座	オペラシアターごんにゃく座	214-0021	神奈川県川崎市多摩区宿河原7-14-1
	舞踊	現代舞踊	特定非営利活動法人 国際文化交流促進協会 カルティベート	特定非営利活動法人 国際文化交流促進協会 カルティベート	227-0046	神奈川県横浜市青葉区たちばな台1-12-12
	伝統芸能	歌舞伎・能楽	株式会社 影向舎	公益社団法人 宝生会	243-0005	神奈川県厚木市松枝1丁目4番7号
	伝統芸能	人形浄瑠璃	公益財団法人 淡路人形協会	淡路人形座	656-0501	兵庫県南あわじ市福良甲1528-1地先
伝統芸能	邦楽	公益社団法人 日本三曲協会	公益社団法人 日本三曲協会	107-0052	東京都港区赤坂2丁目15-12パール赤坂403	
伝統芸能	演芸	有限会社 三栄企画	まどか寄席～話芸の三兄弟～	556-0015	大阪府大阪市浪速区敷津西2-1-11-803	

ブロック	分野	種目	制作団体名	公演団体名	郵便番号 (制作団体)	所在地 (制作団体)
E 新潟県 富山県 石川県 福井県 京都府 新潟市 京都市	音楽	合唱	一般財団法人 合唱音楽振興会	東京混声合唱団	169-0051	東京都新宿区西早稲田2-3-18
	音楽	オーケストラ 等	公益財団法人 群馬交響楽団	群馬交響楽団	370-8501	群馬県高崎市高松町35番地1
	音楽	オーケストラ 等	一般財団法人 東京シティ・フィル財団	東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団	135-0002	東京都江東区住吉一丁目19番1号-1203
	演劇	児童劇	株式会社 劇団ひまわり	劇団ひまわり	150-0021	東京都渋谷区恵比寿西2-12-12
	演劇	児童劇	有限会社 人形劇団京芸	人形劇団京芸	611-0022	京都府宇治市白川鍋倉山35-20
	演劇	演劇	株式会社 劇団 芸優座	株式会社 劇団 芸優座	182-0025	東京都調布市多摩川2-28-4
	演劇	演劇	有限会社 東京演劇アンサンブル	東京演劇アンサンブル	177-0051	東京都練馬区関町北4-35-17
	舞踊	バレエ	有限会社 小林バレエ事務所	小林紀子バレエ・シアター	151-0053	東京都渋谷区代々木5-13-2
	伝統芸能	歌舞伎・能楽	皐風会	皐風会	164-0003	東京都中野区東中野4-30-18リビオ東中野地下1階小島能舞台内
	伝統芸能	邦楽	一般社団法人 太鼓と芝居のたまっ子座	太鼓と芝居のたまっ子座	197-0003	東京都福生市熊川11346-2
	伝統芸能	邦舞	公益社団法人 日本舞踊協会	公益社団法人 日本舞踊協会	104-0054	東京都中央区勝どき2-18-1-210
伝統芸能	演芸	株式会社 影向舎	めばえ寄席「〇〇亭」	243-0005	神奈川県厚木市松枝1丁目4番7号	
F 三重県 滋賀県 大阪府 奈良県 和歌山県 大阪市 堺市	音楽	オーケストラ 等	公益財団法人 仙台フィルハーモニー管弦楽団	仙台フィルハーモニー管弦楽団	980-0012	宮城県仙台市青葉区錦町1丁目3-9
	音楽	オーケストラ 等	公益財団法人 神奈川フィルハーモニー管弦楽団	神奈川フィルハーモニー管弦楽団	231-0004	神奈川県横浜市中央区元浜町2-13
	音楽	音楽劇	株式会社 オフィス・ヘンミ・クリエイティブ	東京オペレッタ劇場	104-0045	東京都中央区築地2-14-6LXSビル802
	演劇	児童劇	有限会社 劇団かかし座	有限会社 劇団かかし座	224-0026	神奈川県横浜市都筑区南山田町4820-1
	演劇	児童劇	特定非営利活動法人 劇場創造ネットワーク	特定非営利活動法人 劇場創造ネットワーク	166-0002	東京都杉並区高円寺北2-1-2
	演劇	演劇	かわせみ座	かわせみ座	166-0016	東京都杉並区成田西1-4-17
	演劇	演劇	一般社団法人 劇団前進座	一般社団法人 劇団前進座	180-0003	東京都武蔵野市吉祥寺南町二丁目4番3号 前進座ビル301号室
	舞踊	バレエ	株式会社B・サンプルウエスト	バレエサンプルウエスト	192-0902	東京都八王子市上野町104-16
	伝統芸能	歌舞伎・能楽	公益財団法人 山本能楽堂	公益財団法人 山本能楽堂	540-0025	大阪市中央区徳井町1-3-6
	伝統芸能	邦楽	オーラJ	オーラJ	151-0072	東京都渋谷区幡ヶ谷2-29-5五味楽器ビル1F
伝統芸能	演芸	公益社団法人 落語芸術協会	日本講談協会	160-0023	東京都新宿区西新宿6-12-30芸能花伝舎2F	
G 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 広島市 岡山市	音楽	オーケストラ 等	一般社団法人 ジャパン・シンフォニック・ウインズ	シエナ・ウインド・オーケストラ	160-0022	東京都新宿区新宿1-24-7 ルネ御苑プラザ420
	音楽	オーケストラ 等	公益財団法人 日本フィルハーモニー交響楽団	日本フィルハーモニー交響楽団	166-0011	東京都杉並区梅里1-6-1
	音楽	オーケストラ 等	学校法人 大阪音楽大学	ザ・カレッジ・オペラハウス管弦楽団	561-8555	大阪府豊中市庄内幸町1丁目1番8号
	演劇	児童劇	有限会社 劇団風の子	劇団風の子	192-0152	東京都八王子市美山町1320-1
	演劇	児童劇	公益財団法人 現代人形劇センター	テフ・パベットシアター・ひとみ	211-0035	神奈川県川崎市中原区3-10-31
	演劇	演劇	トム・プロジェクト 株式会社	トム・プロジェクト	151-0053	東京都渋谷区代々木2-5-1 羽田ビル903
	演劇	ミュージカル	有限会社 オペラシアターこんにゃく座	オペラシアターこんにゃく座	214-0021	神奈川県川崎市多摩区唐河原7-14-1
	舞踊	バレエ	一般社団法人 貞松・浜田バレエ団	一般社団法人 貞松・浜田バレエ団	657-0822	兵庫県神戸市灘区畑原通3-6-6
	伝統芸能	歌舞伎・能楽	合同会社 大蔵流狂言山本事務所	大蔵流狂言 山本会	166-0012	東京都杉並区和田1-55-9
	伝統芸能	歌舞伎・能楽	公益財団法人 片山家能楽・京舞保存財団	公益財団法人 片山家能楽・京舞保存財団	605-0088	京都市東山区新門前大和大路東入西之町2 2 4
	伝統芸能	邦楽	株式会社 東京コンサーツ	一般社団法人 伶楽舎	169-0051	東京都新宿区西早稲田2-3-18AVACOビル2F
	伝統芸能	演芸	有限会社 貞水企画室	有限会社 貞水企画室	113-0034	東京都文京区湯島3-32-3
H 兵庫県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 神戸市	音楽	オーケストラ 等	公益社団法人 広島交響楽協会	広島交響楽団	730-0842	広島市中区舟入中町9-12 舟入信愛ビル3F
	音楽	オーケストラ 等	公益社団法人 山形交響楽協会	山形交響楽団	990-0042	山形県山形市七日町3丁目1番23号
	音楽	オーケストラ 等	公益財団法人 九州交響楽団	公益財団法人 九州交響楽団	814-0133	福岡県福岡市城南区七隈一丁目11番50号 末永文化センター内
	演劇	児童劇	有限会社 ひとみ座	人形劇団ひとみ座	211-0035	神奈川県川崎市中原区井田3-10-31
	演劇	演劇	一般財団法人 日本京劇振興協会	新潮劇院	157-0071	東京都世田谷区千歳台5-22-7 ヴィラ千歳台103
	演劇	ミュージカル	有限会社 遊玄社	演劇集団 遊玄社	164-0003	東京都中野区東中野3-4-2
	舞踊	バレエ	公益財団法人 東京シティ・バレエ団	東京シティ・バレエ団	135-0002	東京都江東区住吉1-9-8 江東区児童会館内
	伝統芸能	歌舞伎・能楽	公益財団法人 梅若研能会	公益財団法人 梅若研能会	151-0066	東京都渋谷区西原1丁目4番2号
	伝統芸能	歌舞伎・能楽	株式会社 伝統芸能オフィス	一般社団法人 三宅狂言会	221-0822	神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1-15-2パーソナルハイツ東白楽101
	伝統芸能	邦楽	株式会社 アート・メディア・オフィス	邦楽グループ「玉手箱」	157-0067	東京都世田谷区喜多見6-4-13-201
	伝統芸能	演芸	株式会社 CHURA	一般社団法人 沖縄歌舞劇団 美	901-2223	沖縄県宜野湾市大山5-18-6

ブロック	分野	種目	制作団体名	公演団体名	郵便番号 (制作団体)	所在地 (制作団体)
I 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 福岡市 北九州市 熊本市	音楽	オーケストラ 等	特定非営利活動法人 関西フィルハーモニー管弦楽団	関西フィルハーモニー管弦楽団	552-0007	大阪市港区弁天1丁目2番4-700 オーク2番街西館7階
	音楽	オーケストラ 等	東京佼成ウインドオーケストラ	東京佼成ウインドオーケストラ	166-8537	東京都杉並区和田2-6-1 普門館4F
	音楽	音楽劇	NPO法人 ミラマーレ・オペラ	ミラマーレ・オペラ	223-0053	神奈川県横浜市港北区綱島西2-2-12プリオール綱島5番館503
	演劇	児童劇	有限会社 人形劇団クラルテ	人形劇団クラルテ	559-0015	大阪市住之江区南加賀屋3-1-7
	演劇	児童劇	企業組合 劇団風の子九州	劇団風の子九州	814-0002	福岡県福岡市早良区西新5丁目5-13
	演劇	演劇	株式会社 デラシネラ	カンパニーデラシネラ	113-0034	東京都文京区湯島2-4-3-808
	演劇	ミュージカル	株式会社 東京演劇集団 風	東京演劇集団 風	164-0003	東京都中野区東中野1-2-4
	舞踊	現代舞踊	株式会社 ナチュラルダンスアトール	ナチュラルダンスアトール	167-0051	東京都杉並区荻窪1-11-12
	伝統芸能	歌舞伎・能楽	株式会社 万作の会	万作の会	112-0014	東京都文京区関口2-2-7
	伝統芸能	歌舞伎・能楽	公益社団法人 観世九阜会	公益社団法人 観世九阜会	162-0805	東京都新宿区矢来町60番地
	伝統芸能	邦楽	一般社団法人日本伝統芸術国際交流協会	さくらこまち和楽団	150-0047	東京都渋谷区神山町11-17日興バレス渋谷301
伝統芸能	演芸	公益社団法人 日本奇術協会	公益社団法人 日本奇術協会	169-0073	東京都新宿区百人町1-20-3-402	
J 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	音楽	合唱	公益財団法人 新国立劇場運営財団	新国立劇場合唱団	151-0071	東京都渋谷区本町1丁目1番1号
	音楽	オーケストラ 等	一般社団法人 大阪交響楽団	大阪交響楽団	590-0074	大阪府堺市堺区北花田口町3-1-15 東洋ビル4階
	音楽	オーケストラ 等	公益財団法人 名古屋フィルハーモニー交響楽団	名古屋フィルハーモニー交響楽団	460-0022	愛知県名古屋市中区金山1-4-10 名古屋音楽プラザ4F
	演劇	児童劇	有限会社 劇団あとむ	有限会社 劇団あとむ	161-0032	東京都新宿区中落合4-23-22-A102
	演劇	児童劇	有限会社 劇団ブーク	人形劇団ブーク	151-0053	東京都渋谷区代々木2-12-3
	演劇	演劇	有限会社 青年劇場	秋田雨雀・土方与志記念 青年劇場	160-0022	東京都新宿区新宿2-9-20 関川ビル4階
	演劇	ミュージカル	株式会社 劇団ポブラ	劇団ポブラ	105-0021	東京都港区東新橋2-18-2 グラティート汐留2F
	舞踊	現代舞踊	有限会社 マジスティック	平富恵スペイン舞踊団	1105-0055	東京都北区赤羽西4-21-22
	伝統芸能	歌舞伎・能楽	公益財団法人 鎌倉能舞台	公益財団法人 鎌倉能舞台	248-0016	神奈川県鎌倉市長谷3-5-13
	伝統芸能	邦楽	有限会社 志多ら	志多ら	449-0203	愛知県北設楽郡東栄町大字東園目字中林30
	伝統芸能	演芸	公益社団法人 落語芸術協会	公益社団法人 落語芸術協会	160-0023	東京都新宿区西新宿6-12-30芸能花伝舎2F

⑦ 「文化芸術による子供の育成事業」実施要綱

「文化芸術による子供の育成事業」実施要綱

平成26年4月1日 文化庁長官決定

1 趣 旨

小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施することにより、子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげる。

2 事業の内容

(1) 巡回公演事業

ア 実施内容

小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）又は特別支援学校（小学部、中学部）において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を実施する。その際、事前に公演に関するワークショップを行い、児童・生徒を実演に参加させるとともに、実演指導又は鑑賞指導を行う（複数が合同で実施する場合を含む。）。

イ 公演演目

合唱、オーケストラ、音楽劇、児童劇、演劇、ミュージカル、バレエ、現代舞踊、歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸等の実演芸術

ウ 演目

芸術性の高い評価の定まったものを中心とし、かつ児童・生徒の鑑賞に適した内容のもの

エ 公演団体

公演種目及び演目の実施に関し、相応の実績を有する文化芸術団体

(2) 芸術家派遣事業

ア 学校公募型

(ア) 実施内容

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「小学校・中学校等」という。）に個人又は少人数の芸術家を派遣し、当該分野における講話、実技披露、実技指導等を実施する。

(イ) 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

(ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家

イ 特定非営利活動法人等提案型

(ア) 実施内容

文化芸術の振興を目的とする特定非営利活動法人，公益法人，一般財団法人，一般社団法人又は特例民法法人（以下「特定非営利活動法人等」という。）が，小学校・中学校等における文化芸術活動のニーズを踏まえて，小学校・中学校等と芸術家との間の連絡調整を行い，小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し，当該分野における講話，実技披露，実技指導等を実施する。

(イ) 実施分野

音楽，演劇，舞踊，大衆芸能，美術，伝統芸能，文学，生活文化，メディア芸術等

(ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家

(3) コミュニケーション能力向上事業

ア 学校公募型

(ア) 実施内容

小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し，芸術家の表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。

(イ) 実施分野

音楽，演劇，舞踊，大衆芸能，美術，伝統芸能，文学，生活文化，メディア芸術等

(ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家

イ 特定非営利活動法人等提案型

(ア) 実施内容

特定非営利活動法人等が，小学校・中学校等における文化芸術活動のニーズを踏まえて，小学校・中学校等と芸術家との間の連絡調整を行い，小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し，芸術家の表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。

(イ) 実施分野

音楽，演劇，舞踊，大衆芸能，美術，伝統芸能，文学，生活文化，メディア芸術等

(ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家

3 主催者

主催者は、次のとおりとし、必要に応じて、会場の管理者、市（区）町村、市（区）町村教育委員会、その他文化庁長官が適当と認める者を加えることができる。

(1) 文化庁

(2) 都道府県，都道府県教育委員会，政令指定都市，政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数（以下「都道府県等」という。）

(3) 小学校・中学校等

4 参加者

参加者は、原則として児童・生徒，教職員及び保護者とする。

5 実施会場

実施会場は、原則として小学校・中学校等の施設とする。ただし、複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できる施設が無い場合等には、文化施設等適切な施設で実施することができる。

6 事業の決定

(1) 巡回公演事業

ア 文化庁長官は、出演を希望する公演団体の中から芸術文化及び学校教育に識見を有する者で構成される企画委員会の審査を経て、公演団体及び演目を決定する。

イ 文化庁長官は、都道府県等からの推薦を受け、実施校を決定する。

(2) 芸術家派遣事業

ア 学校公募型

文化庁長官は、都道府県等からの推薦を受け、被派遣者及び実施校を決定する。

イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁長官は、特定非営利活動法人等からの推薦を受け、被派遣者及び実施校を決定する。

(3) コミュニケーション能力向上事業

ア 学校公募型

文化庁長官は、都道府県等からの推薦を受け、被派遣者及び実施校を決定する。

イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁長官は、特定非営利活動法人等からの推薦を受け、被派遣者及び実施校を決定する。

7 実施方法

- (1) 本事業は文化庁が直接実施するものとする。ただし、文化庁は事業の実施に当たり、業務の一部を委託できるものとする。
- (2) 文化庁は、本事業の実施に当たり、文部科学省初等中等教育局と連携する。
- (3) 小学校・中学校等は、本事業の実施に当たり、国語・音楽等の教科や総合的な学習の時間、特別活動の中の学校行事等に位置付けることとする。

8 経費の負担

(1) 巡回公演事業

文化庁は、予算の範囲内で、公演費、派遣費、児童・生徒が実施会場へ移動する際の交通費の一部及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

(2) 芸術家派遣事業

ア 学校公募型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、講演等諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、講演等諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

(3) コミュニケーション能力向上事業

ア 学校公募型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、ワークショップ等の実施に要する諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、ワークショップ等諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

(4) 文化庁以外の主催者が負担する経費

文化庁以外の主催者は、上記(1)から(3)に規定する文化庁負担経費以外に必要な経費を負担する。

9 事業の報告

事業を実施した3(3)の者は、事業終了後30日以内又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、都道府県等を通じて事業実施報告書を文化庁に提出するものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は文化庁次長が別に定める。